

山梨県産前産後ケアセンター妊婦利用促進支援事業について

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による妊婦の方の不安を軽減するため、産前産後ケアセンターが行う妊婦向け宿泊ケア事業の宿泊料を助成するもので、産前産後ケアセンターを利用することで、不安を取り除き、前向きに出産・育児に臨んでもらうための事業です。

◆妊婦向け宿泊ケア事業とは◆

産前産後ケアセンターが産婦向けの宿泊サービスと併せて実施する**妊婦向けの宿泊型サービス**です。医療的処置を要しないものの、出産・育児への不安等を抱える妊婦の方に宿泊していただき、出産・育児に関する指導や、不安や疑問に対して相談・援助等を行います。

◆対象者◆

次の4項目の**全て**に該当する方が対象となります。

- (1) 経過が順調な県内医療機関で出産予定の3 5 周末満の方
- (2) 山梨県内に住所を有する方
- (3) 出産や育児の不安や負担感を軽減することを目的に、妊婦向け宿泊ケア事業の利用を希望する方
- (4) 多胎妊娠ではない方及び医療的処置等を必要としない方

なお、利用希望が重複した場合には、出産に向けた不安の強い第一子の妊婦の方を優先的させていただきます。

◆助成内容◆

◇産前産後ケアセンターが行う妊婦向け宿泊ケア（一泊二日）の宿泊料20,000円

◆利用方法◆

Step1：産前産後ケアセンターが実施する「**産前産後電話相談**」に相談（電話 055-269-8110）

出産や育児に関する
不安や疑問を確認

Step2：産前産後ケアセンターに利用申込みをして、利用日を決定（電話 055-268-3575）

◆実施期間◆

◇令和3年3月31日まで

妊婦向けの宿泊型サービスの詳しい内容は、産前産後ケアセンター（電話 055-268-3575）までお問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県子育て支援局子育て政策課 母子保健担当
電話：055-223-1425 FAX：055-223-1475
E-mail：kosodate@pref.yamanashi.lg.jp